

第3次計画の改訂のポイント

- 体系図・サブタイトル（2次計画からの変更点は後述で詳細）
- 人権課題ごとに差別ガイドラインを作成・情報収集
差別事例・人権侵害事例の収集を行い、差別ガイドライン作成検討会議（仮称）を設置し、人権課題別に「差別ガイドライン」を作成、個人情報的な部分は伏せた状態で市民・住民に公開し、差別・人権侵害発生の未然防止に役立てる。
- 人権相談・救済支援体制の構築
身近な人権相談を受ける地域相談員、人権課題別に当事者に対する一定の理解と専門性を兼ね備えた人権専門相談員の配置を検討する。
- 市役所担当者と被差別当事者(関係団体)との懇談会の開催
- 性的マイノリティの項目を新設
伊賀市の先駆的取組みについて、さらに推進を図る
- さまざまな人権課題の中に、患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、難病患者等）を移項、ハンセン病回復者、原子力発電所事故による避難者を新設
- 女性の項目に、ワークライフバランス、働き方応援宣言
→ハタラクカタ改革について、市内企業・事業所へ啓発・実施の促進